



RCEP 協定は 2022 年 1 月 1 日に正式発効へ ～関税減免の効果が期待される

リサーチ & アドバイザリー部
中国調査室

メインピックス..... 2

RCEP 協定は 2022 年 1 月 1 日に正式発効へ～関税減免の効果が期待される..... 2

- 2020 年 11 月 15 日に、ASEAN10 各国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドが地域的包括的経済連携協定 (RCEP 協定) に署名した。1 年間の国内手続きの過渡期を経て、2021 年 11 月に、RCEP 協定は発効要件に達成し、2022 年 1 月 1 日に、国内手続きを終えた 10 各国 (日本、オーストラリア、中国、ニュージーランド、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム) で正式に発効することになる。
- RCEP 協定は二十章で構成され、貨物貿易分野における関税削減のほか、サービス貿易分野におけるネガティブリストによる開放、人的移動分野における手続きの簡素化と規制緩和、投資分野におけるネガティブリストによる開放も含まれている。これらの中で、貨物貿易の関税減免が最も直接的な効果として期待される。本稿は RCEP 協定の貨物貿易の減免税条項を中心に紹介し、特に日中間貿易の状況に重点を置いて説明する。最後に、RCEP 協定の関税減免の経済効果に関する試算効果をまとめる。

プロフェッショナル解説(税務会計) 9

2021 年 移転価格年末調整の検討について..... 9

- 2021 年、グローバル経済が継続的に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、現在の情勢下における経済全体において、企業経営はより多くの不確定要素に直面しており、グローバル企業では移転価格関連手続及びフォローアップの難易度も高まっている。移転価格ポリシー及び当初予測した目標から重大な乖離が生じる場合、企業は一定の方法を通じて適時に是正措置を講じることを考慮しなければならない。実務において、大多数の企業は移転価格ポリシーの執行に対して定期的なモニタリングを実施するとともに、期中に適宜調整する必要がある。ただし、コントロールできない多くの外的要因による影響及び価格調整メカニズムが適時に機能しないこと等により、期中の調整は時として、企業が期待する利益水準の実現を十分に確保できない場合がある。かかる状況下、企業は移転価格リスクを管理するため、年末調整を実施することで、当年の関連者間取引がグループの移転価格ポリシーに準拠するよう配慮する必要があると考えられる。新型コロナウイルス感染症が多くの企業にネガティブな影響をもたらしていることを踏まえ、本稿では年末調整を通じて利益を上方修正する方法について主に分析する。

規制動向(2021.12.13~12.17) 12

- I. 国家発展改革委 水利部 住房城鄉建設部 工業情報部 農業農村部 黄河流域における水資源節約、集中的利用に関する実施計画の通知..... 12
- II. 「第 14 次 5 年計画、質の高い開発を促進する国家標準システム構築計画」..... 12
- III. 国務院常務会議 12
- IV. 商務部 中国の投資ガイドライン 2021 12

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021 年 12 月) 13

メインピックス

RCEP 協定は 2022 年 1 月 1 日に正式発効へ～関税減免の効果が期待される

2020年11月15日に、ASEAN10か国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドが地域的包括的経済連携協定(RCEP協定)に署名した。1年間の国内手続きの過渡期を経て、2021年11月に、RCEP協定は発効要件に達成し、2022年1月1日に、国内手続きを終えた10か国(日本、オーストラリア、中国、ニュージーランド、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム)で正式に発効することになる。

RCEP協定は二十章で構成され、貨物貿易分野における関税削減のほか、サービス貿易分野におけるネガティブリストによる開放、人的移動分野における手続きの簡素化と規制緩和、投資分野におけるネガティブリストによる開放も含まれている。これらの中で、貨物貿易の関税減免が最も直接的な効果として期待される。本稿は RCEP 協定の貨物貿易の減免税条項を中心に紹介し、特に日中間貿易の状況に重点を置いて説明する。最後に、RCEP 協定の関税減免の経済効果に関する試算効果をまとめる。

【ご案内】RCEP 協定の利用方法について、JETRO による「RCEP 協定解説書:RCEP 協定の特恵関税活用について」をご参考ください。(<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/rcep.html>)

I. RCEP 協定の進展と注目ポイント(関税減免・原産地規則)

2020年11月15日、ASEAN10か国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドといった15か国が地域的な包括的経済連携協定(RCEP協定)に署名した¹(経済週報第478期)。中国と日本はRCEP協定を通じて初めて自由貿易パートナー関係を築いたことで注目を集めた。署名の後、関連各国は国内における手続きを開始した。2021年11月2日、RCEPのASEAN事務局はRCEP協定の発行要件が満たされ、国内手続きを終えた日本、オーストラリア、中国、ニュージーランド、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナムの10か国について、2022年1月1日に発効することを発表した。さらに、韓国は2021年12月3日に寄託を終えたため、韓国については2022年2月1日に発効することになる。

新型コロナウイルス感染が継続する中で、RCEP協定に署名してからおよそ1年間、計画通りに発効する運びとなったことは、地域間協力の成果として国際的なビジネス展開にとっては新たなチャンスとなる。RCEP協定は二十章で構成され、貨物貿易分野における関税削減のほか、サービス貿易分野におけるネガティブリストによる開放、人的移動分野における手続きの簡素化と規制緩和、投資分野におけるネガティブリストによる開放も含まれている。減税の承諾表に加え、サービスの具体的な承諾表、サービス・投資の除外項目及び人的移動の具体的な承諾表も含まれている。貨物貿易だけでなく、サービス、投資、人的移動分野における全面的な地域間交流が期待される。

RCEP協定条項の中でもっとも期待されているのは貨物関税税率の引き下げである。RCEP協定を通じて、加盟国域内で90%以上の貨物貿易は最終的にゼロ関税が実現されることになる。具体的には、国家別・貨物種類によって関税の引き下げのスケジュールは異なっている。一部の品目について、RCEP協定が発効した時点で関税税率はゼロになるが、一部の品目は時間をかけて段階的に関税税率を引き下げ、発効して21年

¹ RCEP協定の署名に関する分析は経済週報第478期(https://Reports.mufigsha.com/File/pdf_file/info001/info001_20201124_001.pdf)をご参考ください。

目に、すべての品目は最終的な減税水準に達する。RCEP 協定の中で、各国は自国の輸入品の関税税率の引き下げの承諾表を公開しており、総合的な一式のシート、或いは対象国向けの個別シートが決まっている(図表1)。

【図表1】RCEP 協定における各加盟国の関税減免の承諾表のイメージ

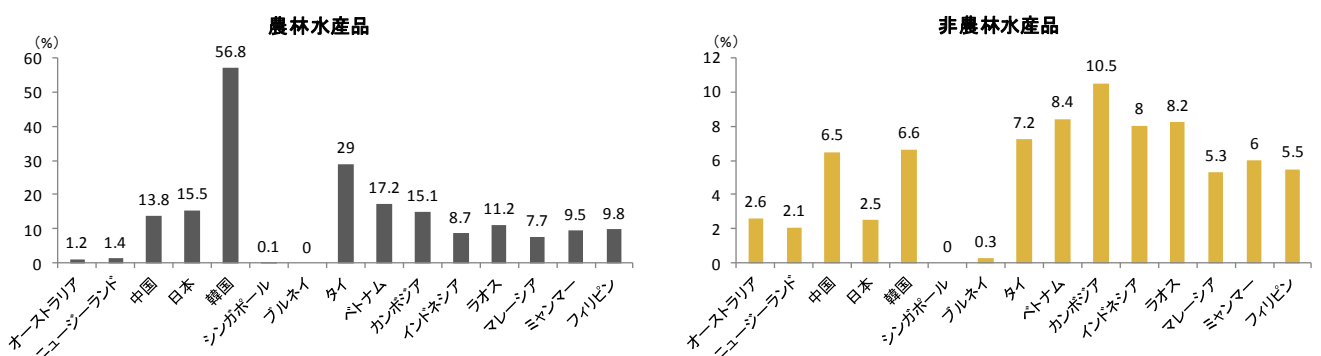
No.	国家	発効日	関税税率減免の承諾表							
			説明	一式	オーストラリア	ニュージーランド	中国	日本	韓国	ASEAN
1	オーストラリア	2022年1月1日	○	○						
2	ニュージーランド	2022年1月1日	○	○						
3	ブルネイ	2022年1月1日	○	○						
4	カンボジア	2022年1月1日	○	○						
5	ラオス	2022年1月1日	○	○						
6	マレーシア	未定	○	○						
7	ミャンマー	未定	○	○						
8	シンガポール	2022年1月1日	—	○						
9	タイ	2022年1月1日	○	○						
10	日本	2022年1月1日	○	○						
11	中国	2022年1月1日	○	—	○	○	—	○	○	○
12	インドネシア	未定	○	—	○	○	○	○	○	○
13	韓国	2022年2月1日	○	—	○	○	○	○	—	○
14	フィリピン	未定	○	—	○	○	○	○	○	○
15	ベトナム	2022年1月1日	○	—	○	○	○	○	○	○

承諾表の詳細→ https://www.mofa.go.jp/policy/economy/page1e_kanri_000001_00007.html
 (出所)日本外務省の公開資料より中国調査室作成

RCEP 協定の関税減免の詳細

WTO の実行最恵国税率(MFN 税率)ベースでは、2019 年の RCEP 協定加盟国の関税水準は図表 2 通りである。シンガポールとブルネイの実行税率はゼロに近く、オーストラリアとニュージーランドの実行税率は低い。韓国の農林水産品に対する平均税率は 56.8%と最も高く、タイ、ベトナム、日本、カンボジア、中国、ラオスの農林水産品の平均税率は 10%を超えている。非農林水産品の平均税率について、ASEAN ではカンボジア(10.5%)が最も高く、ベトナム(8.4%)、ラオス(8.2%)、インドネシア(8.0%)、タイ(7.2%)の順で低下するが総じて高い。非 ASEAN 国では、中国と韓国の非農林水産品の平均税率は 6.5%、6.6%と比較的高い。

【図表2】国別の MFN 平均関税率



(出所)WTO Tariff profiles より中国調査室作成

(注)MFN(Most Favoured Nation Treatment)最恵国待遇で、関税などについて WTO 加盟国で同じ条件を適用すべしというルールで、WTO に加盟した場合、加盟国間での貿易で適用される税率を指す。

現段階の税率が高い国ほど RCEP 協定によって減免税の余地が大きくなる。但し、各国の関税減免のスケジュールの中で、除外品目も含まれている。除外品目について、スケジュール表では税率の代わりに「U」と表記されている(図表3)。全体的にみると、日本の除外品目が RCEP 協定加盟国の中で最も多く、1,394 に達している。韓国は ASEAN 諸国とオーストラリア・ニュージーランド向けの除外品目は 500 未満である一方、日本向けの除外品目は 2,087、中国向けの除外品目は 1,585 に達している。中国が日韓向けの除外品目もそれぞれ 1,000 以上に上っている。オーストラリアとニュージーランドはもともと全体的関税率が低いため、RCEP 協定条項におけるオーストラリアの除外品目はわずか 41 である。ニュージーランドは除外品目を設置しておらず、将来的には、すべての RCEP 協定加盟国向けの税率が免税になると想定される。

【図表3】RCEP 協定における日本の関税減免のスケジュールの一部

Tariff Line	Description	Base Rate	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4	Year 5	Year 6	Year 7	Year 8	Year 9	Year 10	Year 11	Year 12	Year 13	Year 14	Year 15	Year 16	Year 17	Year 18	Year 19	Year 20	Year 21 and Subsequent Years	Remarks	
6106.10	Of cotton																								
	1 Blouses, shirt-blouses, open shirts, polo shirts and similar shirts																								
610610.011	(1) Containing embroidery or lace, or figured		Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Treatment for ASEAN, Australia, and New Zealand
610610.011	(1) Containing embroidery or lace, or figured	10.9%	10.2%	9.5%	8.9%	8.2%	7.5%	6.8%	6.1%	5.5%	4.8%	4.1%	3.4%	2.7%	2.0%	1.4%	0.7%	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Treatment for China and Korea
610610.012	(2) Other		Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Treatment for ASEAN, Australia, and New Zealand
610610.012	(2) Other	9.1%	8.5%	8.0%	7.4%	6.8%	6.3%	5.7%	5.1%	4.6%	4.0%	3.4%	2.8%	2.3%	1.7%	1.1%	0.6%	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Treatment for China
610610.012	(2) Other		U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	Treatment for Korea

(出所) RCEP AGREEMENT Schedule of Tariff Commitments: Japan より中国調査室作成

ASEAN 諸国は日中韓向けの除外品目が比較的多い。そのうち、ブルネイ、ラオス、ミャンマー、マレーシア、フィリピンの除外品目は 300 未満であり、タイ、カンボジアとインドネシアの除外品目は 300 を超えている。ベトナムは他の ASEAN 国向けの除外品目は 131 であるが、中国向けの除外品目は 534、日韓向けの除外品目は 353 となっている。

除外品目を分野別でみると、食品、自動車、機械に集中している。例えば、ベトナムとタイは中国からの自動車関連の輸入品に対して多くの除外品目を設置している。韓国の除外品目は機械分野に集中しており、日本の除外品目は食品分野に集中している。図表 4 のように、2019 年の品目別ゼロ関税比率を比較すると、日本は農産品と衣類品・紡績品のゼロ関税比率はもとも低いですが、RCEP 協定の中で、衣類品・紡績品に対して減免税が予定され、農産品については除外品目が依然として多く設置されている。韓国、中国、ベトナム、ラオス、フィリピン、インドネシア、ミャンマーといったゼロ関税比率が低い国では、RCEP 協定によって市場開放度が大きく高まると見込まれる。

【図表 4】品目別の RCEP 協定加盟国のゼロ関税比率(2019 年)

品目分類	豪州	NZ	日本	韓国	中国	シンガポール	ブルネイ	マレーシア	タイ	ベトナム	ラオス	フィリピン	インドネシア	ミャンマー
動物製品	92.8	69.4	46.2	3.1	13.8	100.0	100.0	89.4	9.2	8.3	0.0	6.5	8.1	30.6
乳製品	76.2	73.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	82.5	0.0	4.8	0.0	8.7	0.0	0.0
果物・野菜・植物	71.2	77.8	19.8	0.2	4.9	100.0	100.0	74.0	4.3	7.9	5.7	1.3	5.6	8.3
コーヒー・茶	79.2	54.2	22.2	0.0	0.0	100.0	66.7	44.4	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
穀物・調整品	76.7	51.9	20.0	0.2	8.8	100.0	99.7	68.9	12.2	12.6	24.2	9.8	9.6	14.3
脂肪種子・動物油脂	70.5	88.5	46.4	3.6	9.1	100.0	100.0	65.2	0.2	15.1	20.5	4.8	12.0	1.2
砂糖・菓子	61.8	72.1	6.6	0.0	0.0	100.0	100.0	82.4	5.9	11.8	5.9	0.0	0.0	0.0
飲料・タバコ	28.4	36.8	29.1	0.0	2.0	97.2	100.0	27.7	2.0	0.0	36.0	0.0	0.0	0.0
綿	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	40.0	40.0	0.0	20.0	0.0
その他の農産品	94.7	85.5	67.9	21.4	8.5	100.0	100.0	92.8	38.1	42.2	2.2	2.4	17.1	0.4
魚肉・魚製品	99.6	93.5	2.9	0.4	4.4	100.0	100.0	91.7	36.9	9.8	0.0	0.8	1.4	6.5
鉱物・金属	45.5	64.4	70.3	27.0	5.9	100.0	99.6	50.3	45.7	37.3	0.0	7.9	17.7	6.7
原油	100.0	90.2	65.0	3.3	16.7	100.0	81.1	87.8	19.8	11.1	0.0	66.7	95.8	0.0
化学製品	66.0	85.7	41.7	7.1	1.8	100.0	99.3	84.7	67.3	62.9	0.2	2.7	14.9	2.1
木材・紙	34.9	73.7	80.0	64.4	41.0	100.0	62.8	47.4	32.8	28.6	0.0	10.7	31.1	6.7
紡績品	16.4	66.6	8.4	1.6	0.0	100.0	91.4	31.3	2.9	11.3	0.0	0.3	0.9	0.1
服	8.1	1.2	2.1	0.0	0.0	100.0	100.0	99.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
皮製品・靴	17.6	46.4	53.3	2.7	0.6	100.0	85.3	54.9	10.9	16.4	0.0	1.3	14.4	0.7
一般機械	45.3	40.3	100.0	25.5	9.1	100.0	100.0	75.9	65.2	64.4	0.0	57.8	16.2	9.3
電気機械	51.8	52.0	97.8	30.1	23.4	100.0	100.0	73.1	38.3	49.8	0.0	40.6	24.9	1.7
輸送用機器	32.2	43.9	100.0	24.9	0.8	100.0	100.0	39.1	32.2	33.1	11.0	8.1	29.2	5.9
その他の工業製品	74.5	65.7	75.8	30.9	10.0	100.0	92.5	71.2	30.6	41.4	0.0	25.0	8.0	0.3

(出所) WTO Tariff profiles より中国調査室作成

原産地規則の統一化

原産地規則は貨物の原産地を決定するためのルールであり、一般特惠関税、経済連携協定(EPA) 特惠関税、WTO 協定税率、アンチ・ダンピング税の適用において必要とされる。RCEP 協定域内で、既存の EPA によっては原産地規則が異なっている。RCEP 協定の発効に伴い、加盟国において原産地規則の統一化が可能になる。

RCEP 協定の原産地規則は「原産材料の累積(域内他国の原産品を自国の原産材料とみなすモノの累積)」を採用する。この原産地規則により、RCEP 協定域内の国家間における中間財や付加価値の累積を総合的に考慮した上、優遇税制の規則に達成しやすいように、サプライチェーンの構築が可能になる。例えば、生産コストの低い国家で中間製造工程の工場を建て、原産地規則の累積基準を満たせることにより、コスト削減を実現すると同時に、優遇関税も享受できる。

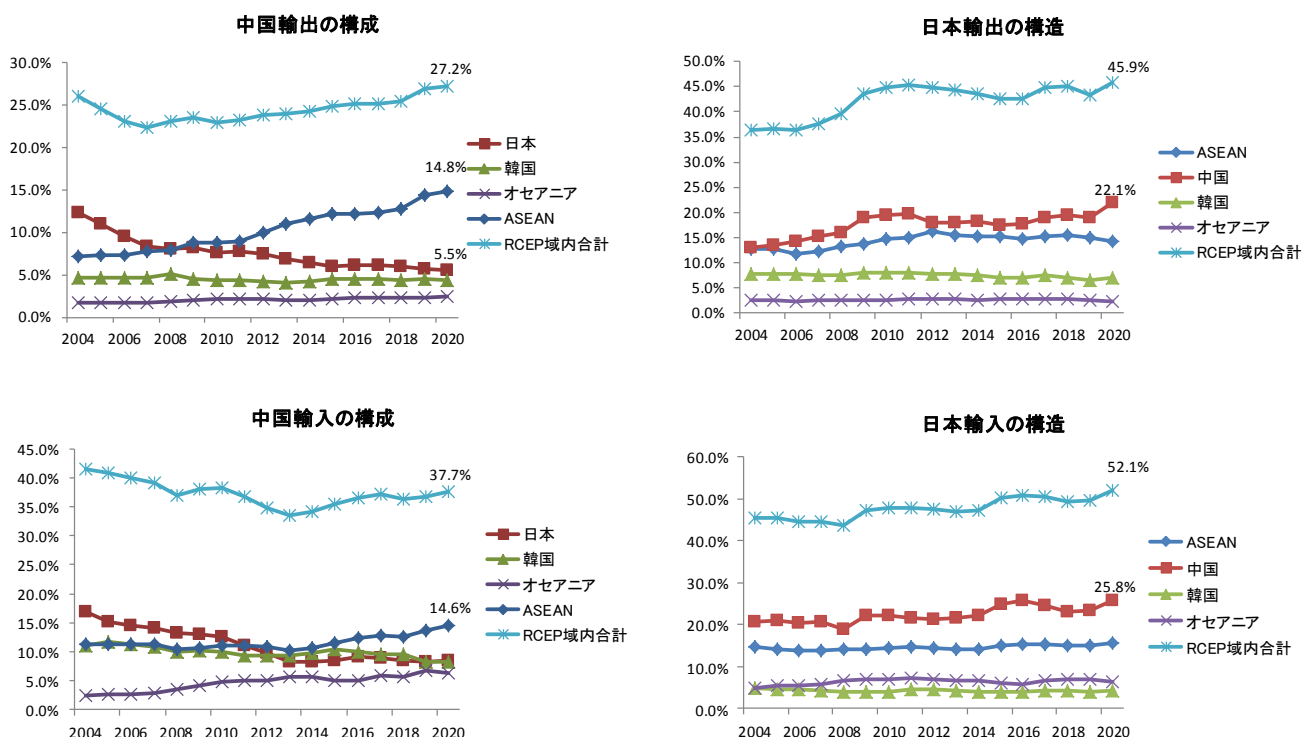
実務面では、中国商務部は関税減免対策の国内の準備作業を終え、RCEP 協定が発効する時点で免税義務を履行できるという声明を発表した。中国税関総署は RCEP 協定原産地管理情報化応用プロジェクトを準備し、将来的には、輸出原産地企業備案、製品の予備審査、原産地声明など様々な手続きがオンラインかつワンストップで完了できるようになることが期待される。

【ご案内】原産地規則の詳細について、日本財務省関税局・税関「RCEP 協定原産地規則について」(<https://www.customs.go.jp/roo/information/rcep/rcep1.pdf>) をご参考ください。

II. 日中間貿易と RCEP 協定

RCEP 協定域内における日本と中国の貿易の集中度は近年で高まっている。中国の輸出で対 RCEP 協定加盟国の割合は 27.2% で、2012 年以來、ASEAN 向け輸出の割合は顕著に上昇している。日本の対 RCEP 協定加盟国の輸出が輸出全体に占める割合は 2010 年以來 40% 台で推移している。日中間の貿易額を比較してみると、中国の輸出入に占める日本の割合はともに縮小しているが、日本の輸出入における中国の割合は 20% 台で比較的高い水準となっている。

【図表 5】日本と中国の対 RCEP 協定域内貿易の構造の推移



(出所) 中国税関総署、日本財務省より中国調査室作成

現段階の関税税率水準を見ると、日本の対中国の水準は中国の対日本の水準より低い。例えば、日本の中国からの非農林水産品の輸入品に対する平均関税税率は3.6%で、免税比率は69.8%である。一方、中国の日本からの非農林水産品の輸入品に対する平均関税税率は8.7%で、免税比率はわずか8.6%である。RCEP協定の発効に伴い、日本から中国向けに輸出する貨物の関税コストの削減効果が比較的大きくとなると考えられる。

RCEP協定によって日中間で史上初の減免税協定が結ばれることになる。中国商務部によると、RCEP協定が発効した1年目の2022年に、中国の日本からの輸入品のうち、免税品目の比率は24.9%に上る。日本の中国からの輸入品のうち、免税品目の比率は55.5%に達する。減免税の段階的な実施により、免税品目が増え、日中間の貿易自由度は高まっていくと見られる。

図表6のように、HSコード4桁までの分類において中国の対日本の輸出品の上位5品目では、データ処理機器、電話、自動車の部品とダイオードはすでに免税とされている。RCEP協定により、第4位のジャージやブルオーバー等の現行税率10.9%は、段階的に引き下げられ、発効して16年目(2037年)に免税になる。

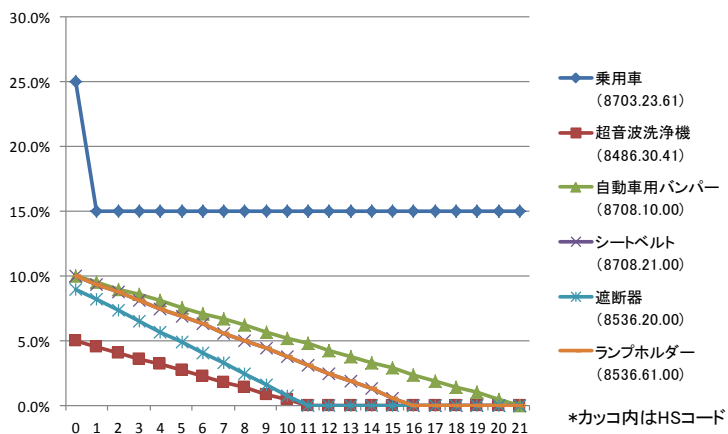
【図表6】日中間主要輸出品に関するRCEP協定の関税減免のまとめ

中国対日本輸出						日本対中国輸出					
No.	HSコード	詳細	金額 (億ドル)	割合	RCEP協定減免税 スケジュールの概況	No.	HSコード	詳細	金額 (億ドル)	割合	RCEP協定減免税 スケジュールの概況
全体			1,432.24	100.0%	—	全体			1715.23	100.0%	—
1	8471	データ処理機械	97.53	6.8%	免税	1	8542	集積回路	172.91	10.1%	免税
2	8517	電話	89.30	6.2%	免税	2	8703	乗用自動車	109.9	6.4%	現行税率は25%。8703.23.6と8703.24.1はRCEP協定発効後すぐ15.0%まで引き下げる。それ以外はすべて除外品目。
3	8708	自動車の部品	31.32	2.2%	免税	3	8486	半導体ボール	89.29	5.2%	大部分は免税、一部は11年目、21年目にゼロ関税へ。
4	6110	ジャージ、ブルオーバー等	24.08	1.7%	現行税率は10.9%、16年目に免税へ。	4	8708	自動車の部品	67.61	3.9%	現行関税率は6%から25%まで実行されている。除外品目もあり、ほかの品目は11年目、16年目、21年目に段階的に免税へ。
5	8541	ダイオード	23.39	1.6%	免税	5	8536	スイッチ、継電器	37.04	2.2%	免税品目を除き、現行関税率は9%から10%まで実行されている。除外品目もあり、ほかの品目は11年目、16年目に段階的に免税へ。

(出所)UN Comtrade、興業証券、RCEP協定より中国調査室作成

一方、日本の対中国の輸出品の上位5品目を見ると、現段階では、全体の10.1%を占める集積回路は免税とされているが、他の4品目は一部しか免税とされていない。RCEP協定を通じて、除外品目は存在するものの、自動車の部品とスイッチ・継電器の関税は段階的に減免されることになる。第2位の乗用自動車の現行税率は25%であるが、そのうち、乗用車(排気量2,500cc~4,000cc)に対する税率は2022年から15%まで引き下げる。図表7は、中国のRCEP協定における「対日本関税減免承諾表」の一部品目の関税引き下げのスケジュールを示したものである。段階的の引き下げを行い、品目によりゼロ関税になる時期は11年目、16年目、21年目とそれぞれ異なることに加え、関税の引き下げ幅は緩やかとなっている。

【図表7】中国の日本からの輸入品に対する関税減免のスケジュールの例



HSコード (4桁まで)	分類	HSコード (8桁まで)*	詳細
8703	乗用自動車	8703.23.61	乗用車 排気量別(2500cc ~3000cc)
8486	半導体ボール	8486.30.41	超音波洗浄機
8708	自動車の部品	8708.10.00	自動車用バンパー
		8708.21.00	シートベルト
8536	スイッチ、継電器	8536.20.00	遮断器
		8536.61.00	ランプホルダー

(出所)RCEP 協定より中国調査室作成

(注*)HSコードは6桁までは国際共通であり、6桁のうち、上2桁を類、類を含む上4桁を項、項を含む上6桁を号という。HS条約加盟国は国内法に基づいて「号」の下を細分化することができる。この図表の8桁HSコードは中国の国内法に基づいた分類となっている。

Ⅲ. RCEP 協定の経済効果に関する試算

国連貿易開発会議(UNCTAD)の試算によると、RCEP 協定における関税減免などは RCEP 協定域内の貿易額を約 420 億ドル拡大する効果があるとされている(図表8)。そのうち、貿易相手国が域外から域内に変わる効果は約 250 億ドルで、域内で新たに生まれる貿易額は約 170 億ドルとされている。日本の増加分は 202 億ドルともっとも高く、域内貿易額の全増加分の 48%を占めている。業界別にみると、自動車部品、鉄鋼、化学製品といった分野の関税減免は日本製品の輸出を押し上げる効果大きい。日本に続く、2位と3位はそれぞれ中国(約 110 億ドル)、韓国(約 70 億ドル)となっている。

貿易取引先の移転効果では、マレーシア、シンガポール、タイ、フィリピン、カンボジア、インドネシアとベトナムにとってマイナスとなる。例えば、日中間の貿易関税障壁が取り除かれることにより、ベトナムから中国への輸出品は日本から直接中国へと移転することで、ベトナムの輸出にマイナス効果をもたらす。但し、貿易取引先の移転による輸出へのマイナス効果はあるものの、RCEP 協定への参入によって新たに生まれる輸出増加もあるため、一概にはマイナス影響を受けることばかりではないと言える。また、輸出のほか、RCEP 協定への参入がもたらす経済刺激効果も無視できない。

【図表8】RCEP 協定の関税減免による各国の輸出額に対する影響の

国別	貿易増加額 (10億米ドル)	貿易取引先の移転 による増加分 (10億米ドル)	新たに生まれる貿易 額の増加分 (10億米ドル)
全体	41.8	25.2	16.6
日本	20.2	15.7	4.5
中国	11.2	6.9	4.3
韓国	6.7	4.4	2.3
オーストラリア	4.1	2.8	1.3
ニュージーランド	1.1	0.8	0.3
マレーシア	0.2	-0.3	0.6
シンガポール	0.2	-0.3	0.5
ラオス	0.1	0.0	0.1
ミャンマー	0.1	0.0	0.1
ブルネイ	0.0	0.0	0.0
タイ	0.0	-1.1	1.1
フィリピン	-0.1	-0.2	0.2
カンボジア	-0.3	-0.4	0.0
インドネシア	-0.3	-0.8	0.4
ベトナム	-1.5	-2.3	0.8

(出所)UNCTAD より中国調査室作成

中国商務部国際貿易経済協力研究院が2021年11月6日に公開した「RCEP協定が地域経済に対する影響の評価報告」は、RCEP協定が経済成長率(GDP成長率)、輸出、輸入に対する効果について計量分析を行った。その結果、2035年までに、RCEP協定により、同協定参加国全体のGDP成長率、輸出、輸入の累積ベース伸び率はベースライン(RCEP協定がない場合)より、それぞれ0.86ポイント、18.3ポイント、9.63ポイント拡大するという試算結果を出した。その中でも、ASEAN諸国の経済成長がRCEP協定から受ける恩恵が最も大きく、ベースラインより4.47ポイント拡大する。そのうち、カンボジア、フィリピン、タイ、ベトナムのGDP成長率の拡大幅は最も大きく、それぞれ7.89、7.04、6.38、6.33ポイントとなる。ASEAN諸国にとっては、貿易規模の拡大よりも、経済成長全体に対する促進効果が期待できる。

MUFG バンク(中国) リサーチ&アドバイザー部 中国調査室
于瑛琪

プロフェッショナル解説(税務会計)

2021年 移転価格年末調整の検討について

❖ 概要

2021年、グローバル経済が継続的に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、現在の情勢下における経済全体において、企業経営はより多くの不確定要素に直面しており、グローバル企業では移転価格関連手続及びフォローアップの難易度も高まっている。移転価格ポリシー及び当初予測した目標から重大な乖離が生じる場合、企業は一定の方法を通じて適時に是正措置を講じることを考慮しなければならない。実務において、大多数の企業は移転価格ポリシーの執行に対して定期的なモニタリングを実施するとともに、期中に適宜調整する必要がある。ただし、コントロールできない多くの外的要因による影響及び価格調整メカニズムが適時に機能しないこと等により、期中の調整は時として、企業が期待する利益水準の実現を十分に確保できない場合がある。かかる状況下、企業は移転価格リスクを管理するため、年末調整を実施することで、当年の関連者間取引がグループの移転価格ポリシーに準拠するよう配慮する必要があると考えられる。新型コロナウイルス感染症が多くの企業にネガティブな影響をもたらしていることを踏まえ、本稿では年末調整を通じて利益を上方修正する方法について主に分析する。

❖ 移転価格の年末調整でよく見られる方法

税務及び外国為替管理に係るコンプライアンス遵守の観点より、企業が中国において移転価格の調整を実施する場合、「価格調整」「納税申告書の自主調整」「サービス費用による調整」及び「年末における移転価格特別調整」等、様々な方法で行われる。下記の一覧表にて、各種方法における調整の概要及び主要な考慮点をまとめた。

調整方法	調整方法の概要	メリット	デメリット
価格調整	年内の残余期間で発生する取引の価格に対して、それまでの移転価格ポリシーの執行状況に基づき値上げまたは値下げを行う。	過去データの遡及修正及び財務処理、税務処理の影響を避けることが出来る。	・クロスボーダー取引に係る価格の頻繁な変動によって税関等から価格に対する質疑を受けるおそれがある。 ・価格調整の検討や判断に時間を要する場合、残余期間内での価格調整による、その年の財務諸表に対する影響が非常に限定的になるおそれがある(年末調整としての効果が限定的な可能性)。
納税申告書の自主調整	企業所得税年度確定申告時に特別納税調整として、その年の課税所得を自ら増額させる。	企業所得税申告上のみでの対処で移転価格リスクを低減させる。帳簿処理、税関、為替等その他要素を考慮す	・取引相手側の企業は企業所得税申告上、対応する減額調整をできず、ひいては企業グループ内で二重課税が

		る必要がない。	生じる可能性がある。
サービス費用 による調整	サービス費用を収受する方法によって、利益補填を実行する。	サービス費用の名目を通じて、効率良く外貨の受け取りを実現できる。	・サービス取引自体が実体を備えておらず、取引相手側が支払うサービス費用が損金として認められない可能性がある。 ・中国国内企業がサービス費用名義で受領する利益補填には、その対応する間接税の納税義務が生じるおそれがある。
年末における 移転価格 特別調整	すでに発生した関連者間取引価格に対する値引きや、価格調整に依らない資金の受領等による調整金の入金で一括調整を実施する。	移転価格ポリシー及びその執行結果の是正を事実どおりに反映することができる。	調整金として外貨を受領する際に、会計監査人、銀行や外貨管理局等と交渉する必要がある。

上述の一覧表に記載がある通り、移転価格の年末調整の方法には様々な方法があり、それぞれメリットとデメリットがある。移転価格の年末調整の方法を検討する際には、それぞれのメリットとデメリットを比較し、その方法を選択することが必要である。

また、上述の調整方法の内、「年末における移転価格特別調整」(以下、「特別調整」)の方法は、主に中国国内企業の利益水準が想定より低い場合に、国外関連者から一括調整として調整金を受領することで、利益補填をする方法である。2021年1月19日に国家外貨管理局が公布した「サービス貿易為替管理政策に関する問答(二)」(以下、「政策問答」)の中で、銀行が企業に対して特別調整に関連する外貨収支業務を実行する際、取引の信憑性及び合理性及び整合性などを審査する必要がある旨の記載がある。これによれば、企業が特別調整を検討する際に銀行側で必要となる対応が明記されており、中国において具体的に特別調整を検討する余地があることを表していると考えられる。

特別調整の方法には一覧表にあるように、既に発生した関連者間取引に係る値引きで調整する方法(貿易項目での処理)以外にも、価格調整に依らずに資金を受領する方法など実務上は幾つかの方法が存在しており、どの方法を選択するかは、実現可能性や必要な手続を鑑み決定する必要がある。また、特別調整を実行する際には、会計監査人、銀行や外貨管理局等と交渉する必要がある可能性があり、その点も含めて検討が必要である。

特別調整は移転価格の年末調整の方法として、一括調整にて利益補填部分の調整金を受領することが可能となり効率的である一方で、上述のように実行可能性を踏まえた上での検討が重要となる。

❖ 移転価格年末調整に関する PwC 中国のアドバイス

2021年の会計年度期末を間もなく迎える中で、PwC 中国としては、各企業が今年の移転価格ポリシーの執行結果に対して直ちに評価し、実際の利益が目標に達していない企業は、移転価格リスクを適切に管理するため、年末調整の必要性を検討することを提案する。

もし、年末調整方法として特別調整を検討される場合には、上述した通り会計監査人、銀行や外貨管理局との交渉等も必要になる点に留意が必要である。また、日本本社側において当該特別調整が損金算入可能か否かについては、日本側で検討が必要となる為、慎重に検討されるよう推奨する。

その一方で、移転価格年末調整の方法以外に、企業は日常的な移転価格管理を強化する必要があり、効率的な移転価格執行結果のフォローアップ及び日常的なモニタリングを実行し、ITの手段を用いて利益予測の精度を高め、期中に必要な価格調整を適時に行い、期末における多額の調整を可能な限り回避することが必要である。移転価格年末調整を検討することも重要であるが、それと同時に移転価格に関する日常的なモニタリング等の管理も非常に重要である点は強調したい。

(本レポートの内容は執筆者の見解に基づいており、MUFG バンク(中国)見解を示すものではありません。)

高橋 忠利 | Japanese Business Markets Leader | 日系企业事业开发部(JBD)

PwCはロンドンを本拠地とし、世界150国以上に約750拠点を擁する世界最大級のプロフェッショナルサービスファームである。高橋忠利はPwCオーストラリア在任中、メルボルンおよびアデレード地区日本人責任者として日系および非日系企業へコンサルティング業務を提供した経験を有する。2009年よりPwC中国上海オフィスに赴任し、華中地区の日本企業部統括代表パートナーに就任。その後2011年より、華中・華北地区の日本企業部統括代表パートナーに専任(現任)。中国に進出している日系企業に対し、会計、内部管理、税務実務を中心とした中国事業再構築にかかるアドバイスを提供。さらに2011年以降は、日本ビジネスマーケットリーダーとして新たに華北地域(北京、天津、大連、青島など)も担当する。中国で事業を拡大する日系企業に対して、監査、内部監査、税務に関するコンサルテーション業務を提供している。

2017年7月から中国本土並びに香港の日本企業部統括代表パートナーに就任。台湾事務所と日本企業部のコラボレーションリーダーにも任命されている。

現在、中国市場の持続的な拡大や、一帯一路政策に代表される中国政府による対外投資の積極的な促進等、中国経済のダイナミックな発展が急速に進む中、日本企業部統括代表パートナーとして、将来のリーダーとなる人材の育成サポート(You Plus)や、中国成長戦略の策定・実行サポート(Path to Profit)、更には中国政府による重点成長戦略と企業・人材の連携サポート(Integrated Urban Strategy)等、One Firm Service(OFS)の推進に精力的に取り組んでいる。

執筆者の顔写真



規制動向(2021.12.13~12.17)

I. 国家発展改革委 水利部 住房城卿建設部 工業情報部 農業農村部 黄河流域における水資源節約、集中的利用に関する実施計画の通知

番号: 発改環資[2021]1767号

発表日: 2021年12月16日

1. 2025年までに、黄河流域の用水量は、47立方メートル未満/万元GDPに抑え、2020年比では16%減少し、上流地域及び水不足都市の再生水利用率は25%以上、中・下流は30%に達するよう努力する。
2. 黄河流域の総水資源消費量と強度の二重制御システムは基本的に確立され、水資源配分を最適化させ、重点分野での節水が顕著な成果を挙げる。
→黄河流域の企業は、地方政府による用水政策の変化に注意を払うべき。

II. 「第14次5カ年計画、質の高い開発を促進する国家標準システム構築計画」

番号: 国標委聯[2021]36号

発表日: 2021年12月14日

同計画にて、第14次5カ年計画期間中に、以下を含む重点分野における国家基準システムを作成すると明確した。

1. 農業・農村分野、食品・消費財分野、製造業のハイエンド化分野、次世代情報技術産業・バイオテクノロジー分野、都市建設分野、サービス分野、ビジネス環境の最適化、公共安全緊急事態への対応、生態文明構築の分野。
2. カーボンピークアウト、カーボンニュートラル、温室効果ガス排出計算、炭素排出管理システム、化石エネルギーのクリーンで効率的な利用、エネルギー消費などの基準。

III. 国務院常務会議

1. 中小企業に対する金融支援を強化し、実体経済の安定的な発展を促進し、製造業の減税に努める
2. 外資系企業に対し、ミドル・ハイエンドの製造・研究開発センターへの投資を促進させ、産業チェーンのサプライチェーンの安定性を維持する。

IV. 商務部 中国の投資ガイドライン 2021

1. ガイドライン2021年版は、商務部が外商投資法及びその実施規則に関する要件を実施するための取り組みである。2020年版に基づき、「第14次5カ年計画」、2035年ビジョン目標の概要など、最新の政策や法律や規制などを追加した。
2. 製造業、サービス業、農業、その他の分野における外国投資の制限を緩和し、外国投資の正当な権利と利益を保護し、国内外の企業が平等かつ公正な競争を行う市場環境を整備する。

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021年12月)

■ MUFG BK 中国月報 2021年12月号(第190号)

- 米中技術分断 ～対中国経営において日系企業が留意すべき課題～

<https://www.bk.muftg.jp/report/inschimonth/121120101.pdf>

- トランザクションバンキング部

■ ニュースフォーカス No.13 2021

- 広東省におけるエネルギー政策と今後の展望について

https://rmb.bk.muftg.jp/files/topics/1406_ext_02_0.pdf

- アジア法人営業統括部 アドバイザリー室

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク(中国)有限公司(以下「当行」)が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前に、当行及び/又は当行関係者/組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したものです。正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び/又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び/又は引受を承諾すること、及び/又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する(例えば関連会社、戦略パートナー等)こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性もあります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務も負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠するものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び/又は結果的な損失若しくは損害について、いかなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。